

1 対象となる手続

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて」（令和2年4月24日付け事務連絡（厚生労働省医政局総務課、医療経営支援課、医事課及び歯科保健課）の記1，2に定める手続

2 上記手続の取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により上記手続の履行が困難な場合、様式第1号又は様式第2号を県に提出することで、県は令和2年1月30日（木）から新型コロナウイルス感染症の影響がなくなるまでの間は当該手続の未履行を理由に医療法（以下「法」という。）第64条第1項（様式第1号関係）、法第64条第2項（様式第1号関係）及び法第24条の2（様式第2号関係）に規定する措置は講じないものとする。
- (2) 当該影響がなくなり次第、可能な限り速やかに履行すること。

3 提出先

- (1) 様式第1号の提出先は次のとおりとする。
- 〒700-8570 ※住所の記載は不要
岡山県庁5階医療推進課医事班
- (2) 様式第2号の提出先は次のとおりとする。
- ア 病院の開設等に係る手続及び診療所の病床設置等に係る手続
〒700-8570 ※住所の記載は不要
岡山県庁5階医療推進課医事班
- イ 診療所又は助産所の開設等に係る手続（但し、診療所の病床設置等に係る手続を除く）
診療所又は助産所の所在地を管轄する県保健所

4 留意事項（岡山市又は倉敷市の区域に所在する病院等の扱い）

本取扱いは県の対応方針を示したものであるため、次の手続の取扱いについては、岡山市保健所又は倉敷市保健所に問い合わせること。

岡山市保健所	病院の開設等に係る手続 診療所又は助産所の開設等に係る手続（但し、診療所の病床設置等に係る手続を除く）
倉敷市保健所	診療所又は助産所の開設等に係る手続（但し、診療所の病床設置等に係る手続を除く）

【参考】

医療法（抜粋）

（改善措置命令）

第二十四条の二 都道府県知事は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき（第二十三条の二又は前条第一項に規定する場合を除く。）は、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所又は助産所の開設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の開設者が同項の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、当該開設者に対し、期間を定めて、その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（法令等の違反に対する措置）

第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができる。

3 略